

(別紙4)

### 墓地経営等許可に係る審査基準

#### 1 経営主体

原則として地方公共団体であること。

5 ただし、これによりがたい場合であっても次のものに限る。

- (1) 公益法人又は宗教法人
- (2) 財産区の墓地管理委員会
- (3) 上記に準ずる組織，たとえば集落共有財産の場合の管理委員会組織

#### 2 添付書類

10 各申請書には次の書類が添付されていること。(略)

##### (1) 経営許可申請の場合

ア 墓地の敷地及び建物の図面

イ 墓地の周囲300メートル以内の地形・建物の状況を表した図面

ウ 墓地の敷地が申請名義人の所有であることを示す登記事項証明書

15 エ 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書，寄附行為の写し  
又は宗教法人法第12条第1項に定める規則の写し

オ (略)

カ 住民対応に関する誓約書(規定の様式)

キ 墓地の新設又は拡張に対する檀信徒代表者の要望書または周辺住民の要望  
20 書

ク 申請者が宗教法人である場合は、檀信徒数が明らかになる書類

##### (2) 変更許可申請の場合

ア (1)に掲げる添付書類(ただし、墓地を縮減する場合は、墓地の敷地の登  
記事項証明書の添付は不要)

25 イ 経営許可申請書の副本及び許可書

ウ 変更前，変更後の比較図面

エ 埋葬された死体，埋蔵された焼骨の改葬を伴う場合は改葬許可書の写し

(3) (略)

### 3-1 申請書の審査項目（新規及び変更（拡張）許可申請の場合）

(1) 墓地の経営主体が適格であり，墓地等の設置及び拡張の必要性が認められ  
5 ること。

(2) 墓地の申請地から300メートル以内に学校，病院及び人家がないこと。  
あるいは学校，病院及び人家があっても付近の生活環境を著しく損なうおそれ  
がないこと。

「付近の生活環境を損なうおそれがない」と判断する基準は，立地条件等が  
10 異なるため一律にまた具体的に規定できないが，

① 周辺環境と調和が保てること。

② 公衆衛生その他公共の福祉の見地より周辺住民の理解が得られること。

により，個々の事例で判断する。

(3) 申請者が敷地の所有者であること。

15 (4) 新設墓地の敷地規模は，土地面積1000㎡以上とする。

(5) 墓地を設ける場合は，法人の主たる事務所及び礼拝施設等が存する境内地  
であること。

(6) 土地については，申請者の所有として登記後6カ月以上経過した境内地で  
あること。

20 (7) 墓地拡張の場合は既存墓地と一体性が確保されること。「一体性」とは，

① 拡張部分の面積が既存墓地の面積を上回らないこと。

② 拡張後の区域は一墓地としての形態が保たれること。

等により個々の事例で判断する。

(8) 墳墓数については，檀信徒数の数に応じたものであること。

25 (9) その他，「環境衛生関係事務提要」（㈱ぎょうせい発行）掲載の運用通知  
(厚生労働省通知)によること。

3-2 申請書の審査項目（変更（縮減）及び廃止許可申請の場合）

- (1) 埋葬された死体，埋蔵された焼骨の改葬手続が完了していること。
- (2) その他，「環境衛生関係事務提要」（株ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。

- 5 4 当該施設の実地検査の結果許可申請内容と相違がないこと。

以上